

小児慢性特定疾病児童等の一時的入院支援事業のご案内

姫路市では、小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」）を在宅において家族の方がお世話をすることが一時的に困難になった場合に、医療機関において一時的に預かる支援を実施することにより、小慢児童等をお世話する家族等の負担の軽減を図ることを目的として、「姫路市小児慢性特定疾病児童等一時入院支援事業」を実施しています。

1 対象者（下記のいずれにも該当する方）

- 姫路市民で小児慢性特定疾病受給者証を所持している小慢児童等
- ご家族などからお世話を受けることが一時的に困難
（介護を行う人が休養をとる必要があったり、または病気にかかったりなど）
- 医療的ケアが必要で、医療機関での一時的な預かりが必要
（保育所等では預かってもらえない）

2 実施内容

お世話をする家族に代わり、必要な療養上の看護、日常生活の世話などを病院で行います。

3 利用日数

- 年間 14 日以内

4 利用者負担額

- 一部自己負担額があります。
※下記利用者負担額となります。ただし、世帯所得により月単位で下記の自己負担上限月額までの支払いとなります。
※食事代等は自己負担となります。
- 1日あたりの利用者負担額

人工呼吸器を装着している小慢児童等	4,649円/日
人工呼吸器を装着していない小慢児童等	3,849円/日

世帯所得	自己負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
世帯所得割額課税 28 万円未満	4,600円
世帯所得割額 28 万円以上	37,200円

※障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスの負担上限月額に準じます。

5 申請窓口

【問い合わせ・申込先】 〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所 予防課
電話：079-289-1635 FAX：079-289-0210

6 申請の流れ

1 利用申請

申請書と医療状況等情報提供書等を姫路市保健所予防課へ提出してください。

《提出書類》・姫路市小児慢性特定疾病児童等一時入院支援事業利用申請書（様式第2号）

- ・医療や日常生活状況がわかる書類
- ・お薬手帳、「あしあと」サポートブックなど（お持ちの方のみ）

※申請前に保健所予防課へ連絡をしてください。

※申請の上、利用承認通知を受けてから利用が可能になります。

※氏名や住所等申請内容に変更事項がある時は、姫路市小児慢性特定疾病児童等一時入院支援事業利用資格変更届（様式第8号）を提出してください。

2 利用決定の承認

申請内容を審査し、姫路市小児慢性特定疾病児童等一時入院支援事業利用承認通知書兼利用券（様式第3号）を、本人宅へ郵送します。（有効期間は申請日から年度末になります）

※利用時に必要なので紛失しないようにしてください。

3 事前受診

利用する一時入院医療機関を受診してください。

※小児慢性特定疾病医療受給者証を利用して、医療保険での受診となります。

※自宅で使用している医療機器や看護方法等に違いがあっては、安心して入院ができないので、利用する医療機関を事前に受診し、入院時の状況等を確認していただきます。

4 利用申込

保護者が一時入院事業利用申込書（様式第5号）を利用医療機関へ提出（FAX 可）する。入院可の場合は利用可能となります。否の場合は、利用医療機関と保健所等が調整することになります。

5 利用開始

一時入院します。退院時に病院に利用券に記載してもらってください。この一時入院は医療保険外の費用となります。利用負担額の納付方法は①②のいずれかです。

- ① 納付書払い…後日保健所から1か月分の納付書が自宅に届きます。納付書が届いてから20日以内に金融機関にて納付してください。
- ② クレジットカード払い…詳細は下記の二次元コードを読み取り「利用料のオンライン決済（クレジットカード納付）のご案内」をご確認ください。

